

2016 JMRC西日本ダートフェスティバル in 近畿 特別規則書

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその付則、2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定および本競技会特別規則に従って準国内競技として開催される。

- 第1条 競技会名称**
2016 JMRC西日本ダートフェスティバル in 近畿
- 第2条 競技種目**
ダートトライアル
- 第3条 競技格式**
JAF公認：準国内競技 JAF公認番号：2016-3207号
- 第4条 開催日**
2016年10月22日（土）～23日（日）
- 第5条 開催場所**
名 称：コスモスパーク
所在地：京都府京都市右京区京北下宇津町大山1
TEL：0771-72-0096
- 第6条 オーガナイザー**
名 称：チーム フリート（TEAM FLEET）
代表者：地神 輝
所在地：〒651-2401 兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡271番地
TEL：078-967-2641 FAX：078-967-3297

協 力：JMRC中部 JMRC近畿 JMRC中国 JMRC四国 JMRC九州
後 援：JMRC近畿ダートトライアル部会
- 第7条 大会役員**
大 会 名 誉 会 長：岡本 欣治（下宇津区長）
大 会 会 長：武地 満喜（JMRC近畿運営委員長）
- 第8条 組織委員会**
組 織 委 員 長：田口 都一（JMRC近畿ダートトライアル部会長）
組 織 委 員：山崎 利博（JMRC中部ダートトライアル部会長）
組 織 委 員：松原 宏（JMRC四国ダートトライアル部会長）
- 第9条 競技会主要役員**
1) 競技会審査委員会
審 査 委 員 長：橋本 和信（JMRC九州ダートトライアル部会長）
審 査 委 員：原 博史（JMRC中国ダートトライアル副部会長）

2) 競技役員
競 技 長：田口 都一（T・O・F）
副 競 技 長：地神 輝（TEAM FLEET）
コ ー ス 委 員 長：下町 俊彦（THUNDERS）
計 時 委 員 長：田岡 一浩（WHITE）
技 術 委 員 長：山内 喜裕（HARD）
パドック委員 長：別所 英治（TEAM SAFARI）
救 急 委 員 長：福本 正道（TEAM SAFARI）
事 務 局 長：田口ゆかり（T・O・F）
- 第10条 参加申込**
1) 参加申込場所（各地区JMRC西日本ダートフェスティバル事務局）
【中部/D地区】 〒471-0823 愛知県豊田市今町1-22-4
山崎 利博 TEL：090-8325-4084
【近畿/E地区】 〒573-0049 大阪府枚方市山之北町5-2-503
田口 都一 TEL：090-8790-8484
【中国/F地区】 〒710-0024 岡山県倉敷市龜山718-4
三好 工 TEL：090-4145-1513
【四国/G地区】 〒760-0011 香川県高松市浜ノ町61-6
松原 宏 TEL：090-8691-9246
【九州/H地区】 〒861-0102 熊本県熊本市北区植木町内173-1
橋本 和信 TEL：090-2394-9374

2) 大会事務局
〒573-0049 大阪府枚方市山之北町5-2-503
田口 都一 TEL：090-8790-8484 FAX：072-841-0078

3) 参加受付期間
受付開始 2016年9月12日（月）
受付締切 2016年10月2日（日）

4) 提出書類
① 参加申込書（必ず誓約書に署名・捺印のこと）
② 車両改造申告書
③ 自己紹介シート
④ 参加費用明細書
※競技開催日に満20歳未満のドライバーは、親権者による同意書への署名・捺印を必要とする。

5) 申込方法
上記の提出書類に必要事項を記入し、参加料を添えて、参加受付期間内にJMRC各
地区の参加申込場所宛に現金書留で申し込むこと。
※電話・FAXによる申込みは受け付けない。

- 第11条 参加費用**
1) 参加料
E（近畿）地区 1名 22,000円（サービス員1名分を含む）
その他の地区 1名 20,000円（サービス員1名分を含む）
2) サービス登録料
① 追加サービス員 1名 1,000円
② サービスカー 1台 3,000円（全長5m×全幅2.5mまで）
③ 予備スペース 1区画 2,000円（全長5m×全幅2.5m）
※サービス員及びパドックに持ち込むサービスカーについては参加申込と同時に登録を必要とする。
3) その他の費用（参加費用明細書にて申込みのこと）
公開練習走行費用 6,000円（2回走行）
4) 参加受付締切日以降の取り消しは、いかなる場合も参加費用の返金は行わない。
5) 公式車検で出走を拒否された場合も参加費用の返金は行わない。
※宿泊及び食事は各自で準備のこと。
（決勝当日は、JMRC各地区のゲータリングサービスを実施予定）
- 第12条 競技タイムスケジュール**
【10月22日（土）】公開練習
ゲートオープン 8：00
公開練習受付 9：00～12：00
コースオープン 9：20～10：20
ドライバースプリーフィング 10：30～
公開練習第1ヒート 10：45～
コースオープン 第1ヒート終了後 45分間
公開練習第2ヒート 第1ヒート終了 60分後
公式参加確認受付A 14：00～16：00
公式車両検査A 14：15～16：30
車両保管 16：30
※公開練習参加者は公式参加確認受付A及び公式車両検査Aを受けること。ただし、
車両トラブルがあった場合は公式参加確認受付B及び公式車両検査Bでも可とする。
また、公式参加確認受付Aを済ませた場合も決勝当日の参加確認受付を必ず受ける
こと。
※公式車両検査Aを受けた後の車両持ち出しは書面にて申告すること。その場合は決
勝当日の持出車両再検査を必ず受けること。

【10月23日（日）】決勝
ゲートオープン 6：00
公式参加確認受付B 6：15～ 7：00
参加確認受付（出走確認受付） 6：15～ 7：00
公式車両検査B 6：15～ 7：10
持出車両再検査 6：15～ 7：10
コースオープン 7：10～ 8：10
開会式/ドライバースプリーフィング 8：15～ 8：45
第1ヒート開始 9：00～
コースオープン 第1ヒート終了後 45分間
第2ヒート開始 第1ヒート終了 60分後
閉会式/表彰式 16：00～（予定）
- 第13条 参加車両**
1) 2016年国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合した車両とする。
2) 全ての参加車両は乗員保護のため、6点式以上のスチール材のロールバーを装着しなければならぬ。
- 第14条 競技クラス区分**
1) N部門（2016年国内競技車両規則第3編スピードPN・N・AE車両規定に適合した車両）
N1クラス *2輪駆動のPN・N車両
*1600cc以下の4輪駆動のN車両
*AE車両
N2クラス *1600ccを超える4輪駆動のN車両
2) S部門（2016年国内競技車両規則第3編スピードSA・SAX・SC車両規定に適合した車両）
S1クラス *1586cc以下の2輪駆動のSA・SAX車両
S2クラス *1586ccを超える2輪駆動のSA・SAX車両
*排気量区分なしの2輪駆動のSC車両
S3クラス *4輪駆動のSA・SAX・SC車両
3) D部門（2016年国内競技車両規則第3編スピードD車両規定に適合した車両）
Dクラス *排気量および駆動方式区分なしのD車両
4) RWDクラス（2016年国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合した車両）
*排気量区分なし・後輪駆動のすべての車両
5) L（レディース）クラス（2016年国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合した車両）
*排気量および駆動方式区分なしのすべての車両
※RWD・Lクラスは、参加台数が5台に満たない場合、他の各クラスに統合する場合がある。
- 第15条 参加者及び競技運転者（ドライバー）**
1) 参加者は有効なJAF競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技
運転者は参加者を兼ねることができる。
2) 競技運転者は有効な自動車運転免許証と有効なJAF競技運転者許可証の所持者でな
なければならない。

- 3) その他何らかの理由により警察等行政機関により処罰もしくは疑義のある者は参加できない。
- 4) 競技運転者は競技中に有効な傷害保険（死亡 1,000万円以上）またはJMRC全国共同共済の加入者。なお、大会受付時にその保険証書（コピー可）または各地区JMRC発行の有効な会員証を提示すること。

第16条 参加資格

D（中部）・E（近畿）・F（中国）・G（四国）・H（九州）各地区のJMRC会員で、2016年の各地区各シリーズに参加実績を有する者。

第17条 参加制限

- 1) 全クラス併せて130台程度とする。ただし、参加台数が130台に満たない場合は各地区ダートトライアル部会より推薦する。
- 2) 重複参加は1台の車両に3名までとする。ただし、同一運転者による重複参加は認めない。
- 3) 競技運転者は1つの競技会に1つのクラスしかエントリーできない。

第18条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営上の細則及び参加者に対する指示事項は公式通知で示す。

第19条 競技運転者及び車両の変更

- 1) 競技運転者の変更は認めない。
- 2) 参加申込正式受理後の車両変更は認められない。ただし、参加車両に故障・破損等やむを得ない事情がある場合は、当日の参加確認受付終了までに大会事務局宛に所定の書類を提出し、競技会審査委員会が承認すれば同一部門同一クラスに限り許される。

第20条 車両検査

- 1) 参加者は車両と同時に競技運転者の装備について指定の時間内に公式車両検査を受けなければならない。
- 2) 公式車両検査を受けない車両及び公式車両検査の結果、不合格とされた車両並びに技術委員長の修正指示に従わない場合は出走できない。
- 3) 技術委員長は車両の改造等が適切ではないと判断した箇所について修正を求めることができる。
- 4) 競技終了後、上位入賞車両は再車両検査を行う。

第21条 ドライバースプリーフィング

- 1) 競技長はタイムスケジュールに従い、競技会審査委員会出席のもとドライバースプリーフィングを開催する。
- 2) 競技運転者は必ずドライバースプリーフィングに出席しなければならない。

第22条 慣熟歩行

- 1) コースの慣熟はコースオープン時間内に原則徒歩にて行うこととするが、自転車の使用も認める。
- 2) コース図は公式通知とともに公示する。

第23条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はヘルメットを着用しなければならない。また、レーシングスーツ、レーシンググローブ及びレーシングシューズの着用を奨励する。そうでない場合は長袖・長ズボン、穴なしの指先まで完全に覆う運転に適した手袋及び運転に適した運動靴を着用しなければならない。
- 2) ヘルメットは「JAFスピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものを使用すること。この適合性はラベルで表示されるか、または適合することを証明できなければならない。

第24条 スタート及び走行

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行う。
- 2) スタートはスタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方式とする。
- 3) スタート合図は国旗によって行われる。
- 4) 走行は原則として2ヒート行う。
- 5) 競技車両がフィニッシュラインを通過した時点でチェッカー旗が振られ、当該ヒートは終了する。
- 6) 危険防止のため、フィニッシュ後はオフィシャルの指示に従うこと。

第25条 リタイア

- 1) 競技の途中で競技を放棄する場合は明確に意思表示を行うこと。
- 2) 競技の途中で以降のヒートを棄権する場合は大会事務局宛に所定の書類を提出すること。

第26条 競技上のペナルティ

- 1) スタート合図後10秒以内にスタートしない場合は当該ヒートの出走資格を失う。
- 2) 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに10秒が加算される。
- 3) コース上の指定パイロンに接触し、転倒または移動と判断された場合は当該ヒートの走行タイムにパイロン1個につき5秒が加算される。
- 4) 運転席側の窓ガラス及びサンルーフ（ルーフベンチレーターを含む）を開けて走行した場合は当該ヒートは無効とする。
- 5) スタート後3分以内にフィニッシュラインに到達しない場合は当該ヒートは無効とする。競技役員判断により、その車両はコースから排除されることがある。
- 6) ミスコースと判断された場合は当該ヒートを無効とする。
- 7) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合その車両の当該ヒートを無効とする。

第27条 信号表示

- | | |
|---------|--------------|
| ・国旗 | スタート合図 |
| ・黄旗 | パイロン接触、移動、転倒 |
| ・黒旗 | ミスコース |
| ・赤旗 | 危険あり直ちに停止せよ |
| ・緑旗 | コースクリア |
| ・チェッカー旗 | ゴール合図 |

第28条 計時

- 1) 計時は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計時は光電式計測機器にて1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。またバックアップは光電式計測機器を使用する。

第29条 順位決定

- 原則として競技は2ヒートで行い、2ヒートのうち良好なヒートタイムを採用し、最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。
- ① セカンドタイムの良好な者。
 - ② 排気量の小さい順。
 - ③ 競技会審査委員会の決定による。

第30条 失格規定

- 本競技会において次の行為を行なった場合、競技会審査委員会の決定により競技運転者を失格とする。
- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
 - 2) 不正行為を行なった場合。
 - 3) コースアウト等で他人及び施設等に重大な損害を与えた場合。
 - 4) 車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり修理を行なった場合。
 - 5) 会場内において暴力、暴言、威圧行為等を行なった場合。

第31条 抗議の手続きと時間制限

- 参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、抗議することができる。
- 1) 抗議を行うときは必ず文書により理由を明記し、JAF所定の抗議料20,900円を添えて競技長に提出すること。
 - 2) 審判員及びコース委員の判定並びに計時システムに関する抗議はできない。
 - 3) 技術委員長長の決定に対する抗議はその決定直後、競技に関する抗議は競技終了後30分以内、競技結果に対する抗議は暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第32条 抗議の裁定

- 1) 抗議に対する裁定は競技会審査委員会が行い抗議者に宣告される。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合は抗議料は返金される。

第33条 罰則

- 1) 本規則または公式通知に対する不遵守は国内競技規則に記載されている条項に従い競技会審査委員会が罰則の適用を決定し、違反者に通知される。
- 2) 本規則に定められていない罰則の選択については競技会審査委員会が決定する。

第34条 競技会の成立、延期、中止または短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため、競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
- 3) 競技会延期のため参加者が出場できない場合または中止の場合は参加料を返金する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第35条 賞典

- 1) 全部門 全クラス 1位～3位 JAFメダル・副賞
4位～6位 副賞
※参加台数により賞典の制限を行う場合がある。
- 2) 地区対抗戦 各地区上位入賞者のポイントにより優勝旗及び副賞が授与される
- 3) 表彰対象者が表彰式を欠席した場合は表彰を放棄したものとし、副賞は授与されない。

第36条 遵守事項

- 1) 参加者は明朗かつ公正であるよう言動に注意し、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- 2) 参加者は競技中に神経作用に影響を及ぼす薬物を使用したり、飲酒してはならない。
- 3) 参加者は大会役員、競技役員、競技会審査委員会、他の選手の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4) 表彰対象者は、レーシングスーツ等着用で表彰式へ出席することを義務づける。

第37条 損害の補償

- 1) 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品の破損、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 本競技会に参加する全ての参加者、競技運転者、関係者、観客、大会役員の死亡及び負傷並びに車両の損害に対し、JAF及びオーガナイザー、大会役員、競技役員はそれが役務遂行に起因するものであっても一切の損害賠償責任を負わないものとする。
- 3) ミスコース等、当該競技運転者の重大な過失に起因する事故の場合は、他の車両に対しても弁済責任が発生することを了承しなければならない。

第38条 本規則の施行並びに記載されていない事項

- 1) 本規則は本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則及びFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は全ての規則に優先する。

以上
大会組織委員会